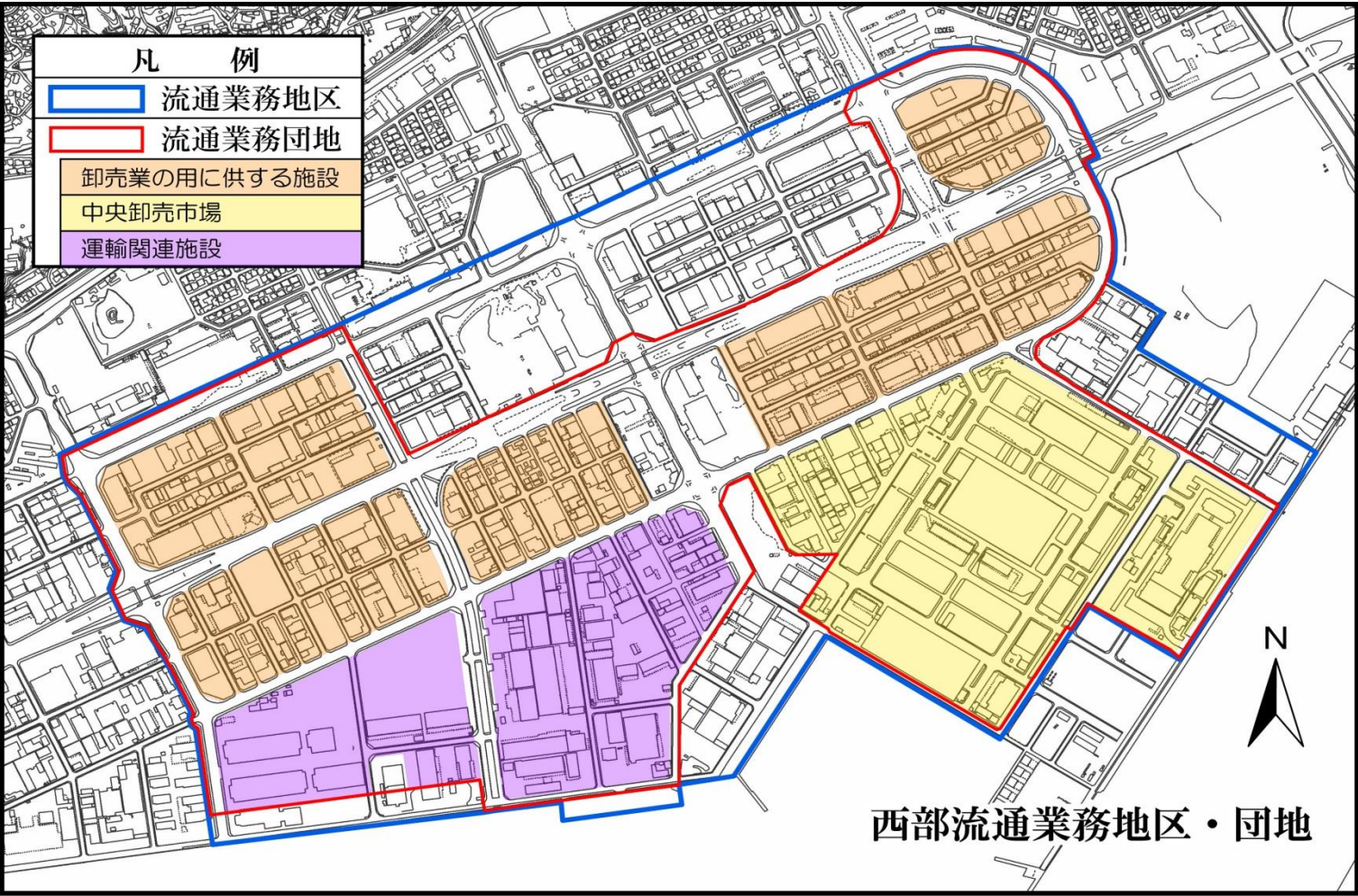


■ 流通業務地区・団地において立地可能な施設



【流通業務地区】⇒ 流市法（流通業務市街地の整備に関する法律）上の用途規制
次の施設が選択的に立地可能。（代表的な例）

- 流通業務施設
トラックターミナル、卸売市場、倉庫、上屋・荷捌き場、運送業・倉庫業・卸売業の事務所又は店舗、小売業者等による流通業務の事務所
- その他の施設
簡易な流通加工工場（木材の切断、家具の組立、包装・梱包等）、駐車場、ガソリンスタンド、自動車修理工場、農畜水産物等の加工施設
- 公共公益的施設
道路、公園、上下水道、電気・ガス工作物、銀行など
- 市長が特別に許可する施設＜平成13年3月に流市法第5条許可基準を制定＞

- ① 福利厚生施設
日用品の小売店舗、食堂、喫茶店、理髪店、診療所、保育所など
- ② 流通業務機能を支援する施設
会議研修施設、地区内の組合や卸売業者等が設置する小売店舗
- ③ 流通業務施設と密接に関連し、流通機能向上につながる施設
地区内の卸売業者の取扱物品の製造・加工工場（500㎡以内）、流通加工工場全般（簡易なもの以外）、流通業務施設に付帯する施設、地区内の組合などが設置する施設

（注1） ____部の床面積は、流通業務施設の床面積未満とする

【流通業務団地】⇒ 都市計画法上の都市施設。

卸売施設、運輸関連施設、中央卸売市場及び公共公益的施設の位置等を定めたものであり、具体的な施設については「広島市西部流通業務団地における流通業務施設等の取扱基準（平成13年3月制定）」を定め、下記の施設を規定している。（代表的な例）

「卸売業の用に供する施設」と認める施設

- ◆ 主たる施設
卸売業の事務所・店舗・倉庫
- ＜付帯施設＞
 - ・上屋・荷捌き場
 - ・運送業・倉庫業の事務所
 - ・簡易な流通加工工場、その他流通加工工場全般
 - ・駐車場
 - ・ガソリンスタンド、自動車修理工場
 - ・農畜水産物等の加工施設
 - ・団地内の卸売業者の取扱物品の製造・加工工場（500㎡以内）
 - ・団地内の卸売業者が設置する小売店舗（500㎡以内）
 - ・福利厚生施設
 - ・流通業務施設と密接に関連する施設
- ◆ 卸組合の土地又は建物に設置する日用品の小売店舗等

「運輸関連施設」と認める施設

- ◆ 主たる施設
トラックターミナル、倉庫、運送業・倉庫業の事務所
- ＜付帯施設＞
 - ・上屋・荷捌き場
 - ・小売業者等による流通業務の事務所
 - ・卸売業・通信販売小売業の事務所
 - ・簡易な流通加工工場、その他流通加工工場全般
 - ・駐車場
 - ・ガソリンスタンド、自動車修理工場
 - ・農畜水産物等の加工施設
 - ・福利厚生施設
 - ・流通業務施設と密接に関連する施設

「中央卸売市場」と認める施設

- ◆ 主たる施設
卸売市場、と畜場、市場関連施設
- ＜付帯施設＞
 - ・上屋・荷捌き場
 - ・運送業・倉庫業の事務所
 - ・簡易な流通加工工場、その他流通加工工場全般
 - ・流通業務関連の駐車場
 - ・ガソリンスタンド、自動車修理工場
 - ・農畜水産物等の加工施設
 - ・福利厚生施設
 - ・流通業務施設と密接に関連する施設

（注1） 付帯施設は主たる施設とのセットで設置可（ただし、床面積は主たる施設の床面積未満）